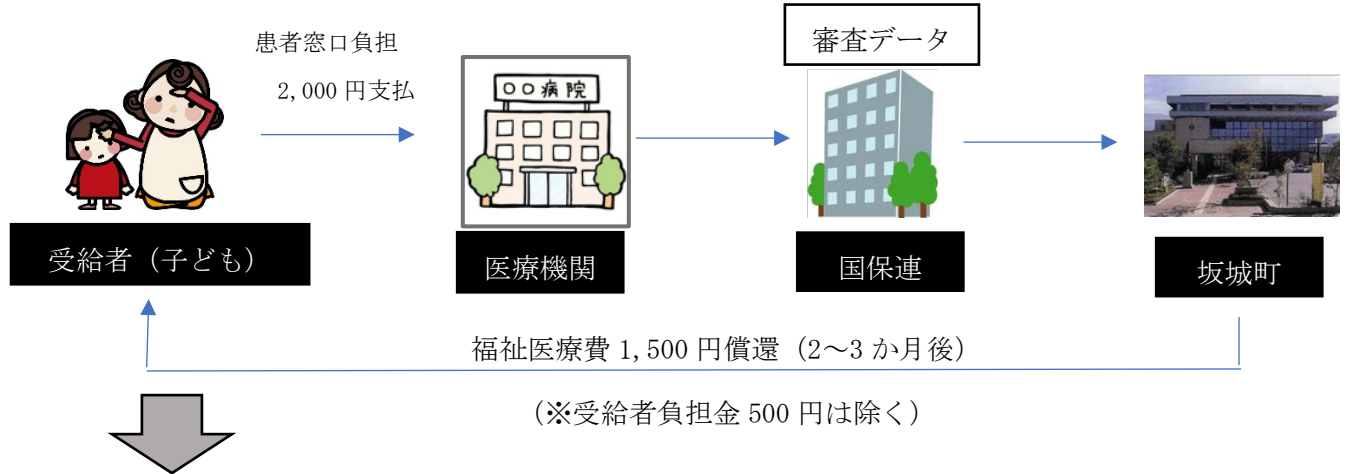


～ 平成30年8月診療分から子ども福祉医療費の給付方式が変わります ～

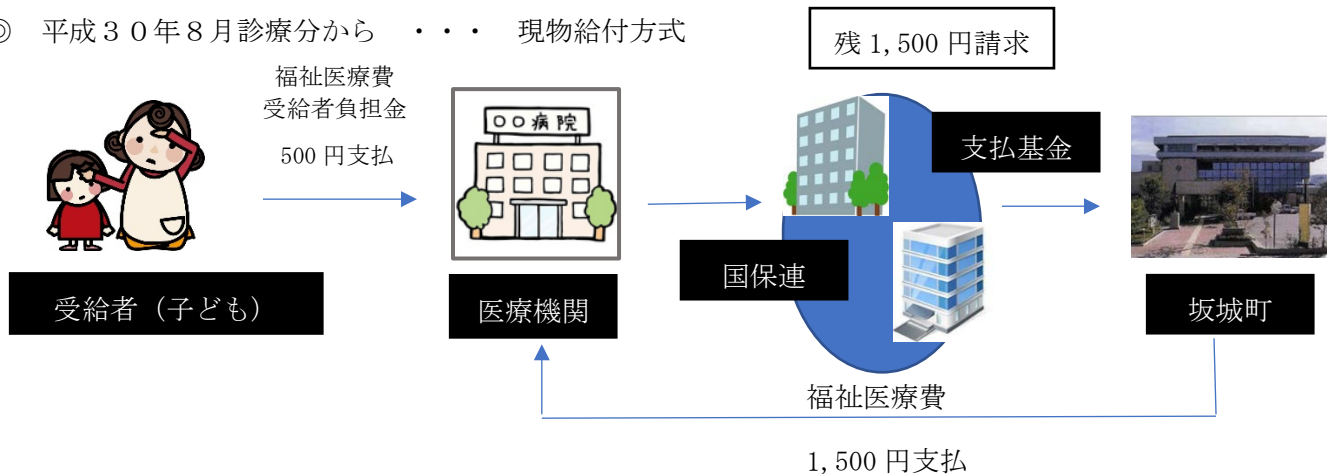
福祉医療費制度これまで、病院等の窓口で保険診療の一部負担金を支払った後に、町から給付していましたが、平成30年8月診療分から18歳到達の年度末まで（高校生）までの方は、窓口で1レセプトあたり500円（最大）支払うことで医療を受けることができるようになります。

例 医療費全体が10,000円 受給者負担分 未就学児 2割（2,000円）の場合

◎ 平成30年7月診療分まで・・・自動給付（償還払）方式



◎ 平成30年8月診療分から・・・現物給付方式



- ◆ 現物給付方式（窓口支払が500円）の対象となる医療費
 - ・ 医科・歯科・調剤・訪問看護療養費
 - 柔道整復師の施術療養費は、平成30年7月診療分までと同じ給付方式です。
- ◆ 次の場合には、病院等の窓口で医療保険の自己負担分を支払、領収書等により町の窓口へ給付を申請してください。
 - ・ 受給者証を提示しなかった場合
 - ・ 長野県外の病院・薬局などを利用した場合
 - ・ 病院・薬局で新しい給付方式に対応できなかった場合
 - ・ スポーツ共済の対象となる可能性がある場合

※ お願い ※

- ◆ 新旧受給者証の取扱いについて
 - ・ 受給者証は 左上に「現物」と記載された水色の新しい受給者証となります。
 - 8月以降、今まで使用していた若草色の受給者証は有効期間内であっても使用できません。
 - 受診の際は、必ず水色の受給者証を提示してください。
 - ・ 転出した場合は受給者証を使用せず、必ず福祉健康課まで返却するか、ご自身で処分してください。

福祉健康課 福祉係 代表 0268-82-3111 内線136
直通 0268-75-6205
E-mail hukusi@town.sakaki.nagano.jp